

第2号様式（第3条関係）

令和5年5月29日

（宛先）京都市会議長

京都市会議員

豊田 康美

収支報告書の提出について

京都市政務活動費の交付等に関する条例第12条（□第1項 □第2項）の規定により、別紙のとおり、収支報告書を提出します。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

收 支 報 告 書

1 議員の氏名 豊田 恵美

2 収支の内容

項 目		金 額	主な実績・内 容 (括弧内は記載参考例)
支 出 総 額	交付済総額(①)	400,000	(テーマ、目的等)
	調査研究費		(テーマ、目的等)
	研修費		(名称、目的等)
	広報広聴費		(目的等)
	要請・陳情活動費		(目的等)
	会議費		

項 目	金 額	主な実績・内 容 (括弧内は記載参考例)
支 出 総 額	資料作成費	(名称等)
	資料購入費	(種類等)
	通信運搬費	10,615 (通信手段等) 電話及びFAX使用料
	備品消耗品費	(備品名等)
	人 件 費	(人数、雇用期間等)
	事 務 所 費	82,584 (場所等) 事務所賃貸料(左京区岩倉東宮田町56-9) 事務所電気代
	合 計 (②)	93,199
差引残額 (①-②)	306,801	

第7号様式（第5条関係）

支 出 調 書 一 覧 表

(通信運搬費)

会派名又は議員名

豊田恵美

整理 No.	支出日	使途内容	政務活動費 支出額(円)
1	4.5.29	電話及びFAX使用料（4月分）	10,615
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
小計			10,615

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 豊田 恵美

支出年月日	5年 5月 29日	整理No.	/一/
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 (通信運搬費) 備品消耗品費 人件費 事務所費		
使途内容	電話及びFAX使用料（4月分）		
按分割合	95%	政務活動費 支 出 額	10,615 円
備 考	政務活動以外の使用もあるため、95%で按分する。 (延滞利息13円は、 <u>除く</u>)		

(領収書等貼付欄)

電話料金等払込受領証

おまとめ請求分

ご請求先氏名 豊田 恵美 様
お客様番号 [REDACTED]
2023年 4月ご請求分
金額(円) ¥11,187-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-9991000
領 取 日 附 印 [REDACTED]
取 入 印 氏 葉 付 標 (会員登録・CVS用)→お客様

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 豊田 恵美

支出年月日	5年 5月 29日	整理番号	1-2
用途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
金額			

内訳項目		金額(円) AMOUNT(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
【事業会社毎の請求額合計】						
◇NTT西日本分ご請求額		10,074				
◇NTTファイナンス分ご請求額		1,113				
◇合計		11,187				
【NTT西日本集計請求額】						
◇NTT西日本ご利用分		10,074	2,750	回線使用料 (基本料) (事務用)		
			5,400	ホイスワープ便用料		
			-1,290	フレッツ 光ネクスト 下 基料用料 光はじめ割		
			1,500	ひかり電話 (基本料)		
			100	ひかり電話対応機器使用料		
			32	ひかり電話 (通話料)		
			2	ユニバーサルサービス料他		
			864	携帯電話等への通話料		
			1	ユニバーサルサービス料他 (日割)		
			915	消費税等相当額 (合計)		合算表示の料金合計×10%
			10,074	(小計)		(2回線請求分)
◇NTT西日本分 (小計)		10,074				
◇NTTファイナンスご利用分		1,113	1,100	国際代行料金 *		
			13	延滞利息		
◇合計		11,187	11,187	合計		

*** 各通信サービス提供会社のサービスに関するお問い合わせ先 ***	*** ユニバーサルサービス料について ***
NTT東日本、NTT西日本のお客様 局番なしの「116」へ (一律電話からは無料)	ユニバーサルサービス料は、あなたが日本全国においてエヌ・ティ・ティのサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から「音量あたりの費用 (音量単価)」が公表されています。
NTTコミュニケーションズのお客様 0120-506506	
NTTドコモのお客様 010-800-000	

H30021311001 03480 03400 00 7

第6号様式（第5条関係）

支 出 記 書 (一般用)

会派名又は議員名 豊田 康美

支出年月日	5年 5月 29日	整理No.	1-3
用途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費		
○NTT西日本ご利用分			
5,400 -1,290	フレッツ 光ネクスト F 電利用料 光はじめ割	3月 1日～ 3月 31日 2023年04月～2023年06月以 外の解約は解約金がかかります	
500	ひかり電話 (基本料)	3月 1日～ 3月 31日 電話番号 は075-744-6782	
100 32 2	ひかり電話対応機器使用料 ひかり電話 (通話料) ユニバーサルサービス料他	3月 1日～ 3月 31日 3月 1日～ 3月 31日 3月 1日～ 3月 31日 1番弱分 のご請求となります。	
474	消費税等相当額 (合計) (小計)	合算表示の料金合計×1.0%	
○NTT西日本分 (小計)	5,218	* 02月ご利用分 ※NTTふらご利用分。 延滞利息。	
○NTTファイナンスご利用分	1,100	2月請求分の延滞利息です。	
1,107	※から利用料 ※NTTふらご利用分。 延滞利息。		
○合計	6,325	合計	
◆075-724-6782			
○NTT西日本ご利用分	4,856	回線使用料 (基本料) (事務用)	3月 1日～ 4月 10日
2,750	※イスワープ使用料	3月 1日～ 4月 10日	
800	※帶電装置への通話料	3月 1日～ 4月 10日。なな前月 分は576円でした。	
864			
1	ユニバーサルサービス料他【已納】		
441	消費税等相当額 (合計)		
4,856	(小計)		
○NTT西日本分 (小計)	4,856	2月請求分の延滞利息です。	
○NTTファイナンスご利用分	6		
○合計	4,862	合計	

第7号様式（第5条関係）

支 出 調 書 一 覧 表

(事務所費)		会派名又は議員名	豊田恵美
整理 No.	支出日	使途内容	政務活動費 支出額(円)
1	5. 3. 30	事務所賃貸料（4月分）	77,500
2	5. 5. 29	電気代（4月分）	5,084
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
小計			82,584

第6号様式（第5条関係）

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 豊田 恵美

支出年月日	5年 3月 30日		整理No.	/
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 事務所費			
使途内容	事務所賃貸料(4月分)			
按分割合	50%	政務活動費 支 出 額	77,500 円	
備 考	4月1日～8日は選挙事務所として使用した為、50%で按分する。			

(領収書等貼付欄)

キャッシュご利用明細

をご利用いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえお持ち帰りください。

お取引日	お取扱店	機器	通番
503301	95	3469	
お取扱店番号	口座番号		

お取扱金額			
お取引金額	おつり		
振込	¥155000		
時間	受付番号	お取引後確認	
15:04 0021			
ご内またはお振込内容			
手数料	¥0		
ニシタ ミオ 様			
ご依頼人 電話 [REDACTED]			
トヨタ エミ 様			

該箇所には必ず係官印を捺印して貰ふこと。

[REDACTED] いき

注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

第6号様式（第5条関係）

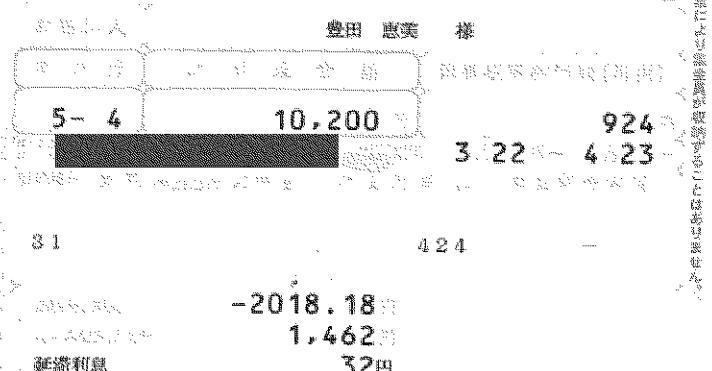
支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 豊田 恵美

支出年月日	5年 5月 29日		整理No.	2
使途項目	調査研究費 研修費 広報広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 通信運搬費 備品消耗品費 人件費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所費			
使途内容	電気代（4月分）			
按分割合	50%	政務活動費 支 出 額	5084 円	
備 考	4月1日～8日は選挙事務所として使用した為、50%で按分する。 (延滞利息32円は、 <u>除く</u>)			

(領収書等貼付欄)

電気料金振込受領証(兼請求書)



支払期日: 5月24日 金利: 0.5% 月々一回

お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ず確認ください。
京都料金センター 0800-777-8810
※ご不明な場合は、金融機関(ゆうちょ銀行含む)・コンビニエンスストアでお問い合わせください。

振込人: 関西電力 (お客様主控え)

- 注1 使途項目の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
 2 領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は、別紙に貼付してください。

事務所使用状況説明書

会派名又は議員名

豊田 恵美

1 基本情報等

(1) 議員事務所の基本情報

所 在 地	京都市左京区岩倉東宮田町56-9			
延べ床面積	<p>(42.5 m²)</p> <p>【調査研究活動等以外の活動に恒常に使用している区画の有無等】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> あり (調査研究活動等に使用する区画の割合 [Ⓐ÷(Ⓐ+Ⓑ)] %)</p> <table border="1"> <tr> <td>調査研究活動等に使用する区画 (Ⓐ m²)</td> </tr> <tr> <td>調査研究活動等以外の活動に使用する区画 (Ⓑ m²)</td> </tr> <tr> <td>上記のいずれの活動にも使用する共用区画 (m²)</td> </tr> </table>	調査研究活動等に使用する区画 (Ⓐ m ²)	調査研究活動等以外の活動に使用する区画 (Ⓑ m ²)	上記のいずれの活動にも使用する共用区画 (m ²)
調査研究活動等に使用する区画 (Ⓐ m ²)				
調査研究活動等以外の活動に使用する区画 (Ⓑ m ²)				
上記のいずれの活動にも使用する共用区画 (m ²)				
権 原	<p><input type="checkbox"/> 自己所有</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 貸貸借</p> <p>【賃貸人の属性】</p> <p><input type="checkbox"/> 議員の親族 <input type="checkbox"/> 議員と生計を一にする者</p> <p><input type="checkbox"/> 上記のいずれかの者又は議員が役員等の地位を占める法人</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の者</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>			
調査研究活動等以外の活動に係る用途との併用	<p><input type="checkbox"/> あり</p> <p>【併用に係る用途】</p> <p><input type="checkbox"/> 後援会その他の政治団体事務所 <input type="checkbox"/> 自宅</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> なし</p>			

(2) 駐車場の基本情報 ※来客用又は議員・職員通勤用に限る。

所 在 地 等	(台分)
権 原	<p><input type="checkbox"/> 自己所有</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 貸貸借</p> <p>【賃貸人の属性】</p> <p><input type="checkbox"/> 議員の親族 <input type="checkbox"/> 議員と生計を一にする者</p> <p><input type="checkbox"/> 上記のいずれかの者又は議員が役員等の地位を占める法人</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の者</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>

(3) 経費の計上状況

計上に係る経費の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 賃料 <input type="checkbox"/> 電気代 <input type="checkbox"/> ガス代 <input type="checkbox"/> 水道代 <input type="checkbox"/> 駐車場代 <input type="checkbox"/> その他 ()
按分の理由	<input type="checkbox"/> 使用面積に基づく按分 <input type="checkbox"/> 使用時間に基づく按分 (本説明書及び事務所使用状況記録簿に基づく場合) <input type="checkbox"/> 使用時間に基づく按分 (本説明書のみに基づく場合) <input type="checkbox"/> その他 ()

(4) 議員事務所における常勤職員の勤務状況

常勤職員の勤務状況	<input type="checkbox"/> 給与等を政務活動費から支出している職員 (名) <input type="checkbox"/> 給与等を政務活動費から支出していない職員 (名)
-----------	---

補足説明 ※「1 基本情報等」及び「2 使用内容等」の記載内容に関する補足説明を要する場合

注 該当する□には、レ印を記入してください。

- 2 使用時間以外の理由に基づく按分を行う場合は、使用割合の欄に、括弧書きで使用時間割合を併記してください。
 2 使用内容等

(1) 年間使用時間

年間使用時間	(④ 180.0 時間) 【算出根拠】 <input type="checkbox"/> 1日当たりの平均使用時間等に基づく算出 (1日当たり 時間程度 × 年間 日程度) <input type="checkbox"/> その他 ()
--------	--

(2) 主な使用内容（調査研究活動等）

主な使用内容	市民からの相談対応 各種調査研究（他都市の事例調査、政策研究、文献整理、等） 各種資料整理（インターネット、新聞、雑誌、等）
--------	--

(3) 主な使用内容（調査研究活動等以外の活動）

主な使用内容	選挙事務所として使用（4月1日～4月8日、8日間）
--------	---------------------------

使 用 時 間 (⑤ 年間 80 時間程度)

(4) 使用時間全体に占める調査研究活動等に使用した時間の割合

使用時間割合	((④-⑤) ÷ ④ 55.6 %)
--------	----------------------

注1 京都市政務活動費取扱要綱第3条第3項第4号イただし書の規定に基づき事務所使用状況記録簿を作成しなかつた場合は、この用紙を使用してください。

2 該当する□には、レ印を記入してください。

事業用賃貸借契約書

(事務所)

貸 主・西 田 美 水 様

借 主・豊 田 恵 美 様

3—(1) 事業用賃貸借契約書(事務所)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 西田美水（以下「甲」という。）と借主 豊田恵美（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	岩倉東宮田町店舗		1階	号室
	所在 地	(住居表示) (登記簿) 京都市左京区岩倉東宮田町56番地9			
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()／ ／瓦葺・スレート葺・亞鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()／ 2階建1階部分／全()戸			
	種 類	店舗事務所	新築年月	年 月	
	面 積	42.48m ²			
	附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

2021年 12月 1日 から	2023年 4月 30日まで (1年5か月間)
目的物件の引渡し時期	2019年 6月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 154,000円 (内消費税等 14,000円)	管理・ 共益費	月額 1,000円	家 貢 保険料	借主にて加入
敷 金	300,000円	礼 金	200,000円		
その他					
貸与する鍵	鍵 No. 本 数	1本	複 製 2本		本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月末日まで				
賃料等 の支 払 方 法	回振 込	西田美水(ニシダミオ)			
	口持 参	持 参 先			
	□口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

頭書(6) 賃主及び管理業者

賃主	氏名 西田美水
住所	

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※賃主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	□連帯保証人	氏名	
		住所	
□家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名		
	主たる事務 所の所在地		

頭書(8) 更新に関する事項

満了時協議するものとする。

頭書(9) 特約事項

- 一、本賃貸借契約は、現状有姿のままの賃貸とする。
- 一、乙は火災保険に加入しなければならない。
- 一、本物件に既設のエアコン（2基）は残置物とし、故障等の不具合が生じた場合、乙は甲に修理・交換費用等を請求できないものとする。また、乙が上記記載の既設のエアコン（2基）を廃棄・処分する場合、事前に甲へ通知しなければならない。
- 一、本契約終了時、乙が自ら本物件内に設置した内装、設備などの構築物、及び物品等一切を乙の責任と費用負担にて撤去し、本物件引渡し時の原状に回復しなければならないものとする。但し、甲による承諾を得た部分については、乙は本契約終了時の現状のまま返還できる。
- 一、本契約は2019年5月23日付契約書の保証人変更のための変更契約であり賃料・契約期間等（保証人変更・賃料の消費税額以外）は変更がないことを甲乙及び保証人は本契約書を確認した。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、貸主、借主、各自1通を保有する。

2021年12月1日

甲・貸主	氏名	西田 美水	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙・借主	氏名	豊田 克美	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		

※固は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確認)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確認する。

一 自らが、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

- 第8条** 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 八 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 九 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 一〇 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 一一 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
 - 一二 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条** 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条** 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 第7項(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 人質等に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
 - その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 銀行取引の停止
 - 破産手続きの開始
 - 民事再生手続きの開始
 - 会社更生手続きの開始
 - 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙

の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

④ 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

⑤ 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

⑥ 例は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件に所在する建物等の構造等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに入ること、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

■15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

① 賃料等支払い方法の変更

② 頭書(1)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

■16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

① 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更有あるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡又は譲受できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

② 長期に休業するとき

③ 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更

④ 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

■17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

■18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

① 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

② 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする

③ 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

④ 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

⑤ 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

⑥ 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するため必要な手続きをとらなければならない

⑦ 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

⑧ 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の灾害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責めによるものでない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及乙とは、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特別事項)

第23条 特別事項については、頭書(9)記載のとおりとする。